

## 北区立学校・園における台風等の対応について（方針）

令和2年9月改定

### 1 台風等（風雨水雪含む）の対応方針

#### (1) 区が災害対策即応本部を設置し、区立小・中学校に高台水害対応避難場所の開設が決定された場合

予想される降雨量から荒川・新河岸川・隅田川の氾濫の危険性が想定され、区が災害対策即応本部を設置し、高台水害対応避難場所の開設が決定された場合は、全校・全園を休校・休園とする。

※ 休校・休園の期間は、避難場所を開設し、閉鎖後、教育活動再開の環境が整うまでとする。

#### 事務局・学校の対応

##### 【休校・休園について】

- 教育政策課は、休校・休園について学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡する。
- 教育指導課は、休校・休園について区ホームページに掲載する。
- 学校・園は、休校・休園について学校ホームページ等で保護者へ連絡する。

##### 【学校・園の再開について】

原則、避難所を閉鎖し、教育活動再開の環境が整い次第再開とする。

- 教育政策課は、再開について学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡する。
- 教育指導課は、再開について区ホームページに掲載する。
- 学校・園は、再開について学校連絡メール配信システム等で保護者へ連絡する。

#### (2) 区立小・中学校に高台水害対応避難場所を開設しない場合

##### ①前日までに対応が必要な場合

#### 「前日までにJRの計画運休が発表されている場合」

※「JRの計画運休が発表されない場合」は、②の対応となる。

##### 【全校・全園の実施、又は休校・休園の判断】

- ア 前日のJRの発表で、台風等対応の当日の計画運休が発効から14時までの間に開始される場合は、全校・全園を休校・休園とする。
- イ ア以外の場合は、台風等対応の当日の授業を実施する方針とする。その場合は、当日の天候状況を踏まえ、繰り上げ下校・降園等について教育委員会が判断する。
- ウ 台風等対応の当日、途中で計画運休が解除されても、全校・全園における休校・休園の対応は変更しない。

※ JRは、京浜東北線かつ埼京線とする。この両線の計画運休が同時に行われ、北区内の両線の全駅が計画運休路線に含まれている場合とする。京浜東北線、埼京線がどちらか一方が動いている場合は、本条件には当てはまらない。

※ 台風等対応の当日、天候等が安定した後、各学校で児童・生徒に対応可能な教職員が揃い、各家庭のやむを得ない事情により児童・生徒を自宅におけないなどの相談があった場合は、学校は相談にのり、例えば学校の教室であずかるなど、できる限りの対応をすること。

#### 事務局・学校の対応

- 教育政策課は、休校・休園の場合は、前日中に学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡する。
- 教育指導課は、休校・休園について前日中に区ホームページに掲載する。
- 学校・園は、休校・休園について前日中に学校ホームページ等で保護者へ連絡する。

## ②当日に対応が必要な場合

### 「前日までにJRの計画運休が発表されない場合」

#### 【全校・全園の実施、又は休校・休園の判断】

- ア 北区において、午前6時の時点で「特別警報（大雨・暴風・大雪、暴風雪等）」が発令されている場合は、全校・全園を休校・休園とする。
- イ 北区において、午前6時の時点で「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発令されている場合は、全校・全園を休校・休園とする。
- ウ 「大雨警報」や「強風注意報」は、全校・全園の一斉休校・休園とはしない。
- エ 「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が、その日のうちに途中で解除されても、全校・全園における休校・休園の対応は変更しない。（部活動等、学校・園が主体の教育活動は中止とする。）

※ 学校判断の際は、以下に留意すること。

- ・ 区ハザードマップを踏まえ、河川が近いなど学校・園が置かれた地理的環境
- ・ 幼児・児童・生徒の発達段階や家庭環境（幼児は保護者がついており、中学生は一人で自宅待機できる。小学生は一人で自宅待機はなかなか難しい。）
- ・ サブファミリー内で可能な限りの情報共有

#### 事務局・学校の対応

- 教育政策課は、午前6時の時点での判断でア、イの場合、学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡する。
- 教育指導課は、午前6時の時点での判断を区ホームページに掲載する。
- 学校・園は、午前6時の時点での判断でウの場合、学校連絡メール配信システム等で、学校の対応を保護者へ連絡する。

## ③登校・登園後に対応が必要な場合

登校・登園後に「暴風警報」、「暴風雪警報」が発令された場合は、サブファミリーで情報共有し、各学校・園で対応（繰り上げ下校・降園）を判断する。区が対応について通知等で指示する場合もある。

- ア 幼稚園・こども園については、「降園時刻前に」又は「一時待機」してから、原則として、保護者への引き渡しにより、降園させる。
- イ 小・中学校については、「下校時刻前に」又は「一時待機」してから、原則として、保護者への引き渡し、又は教職員等が付き添って集団で下校させる。

## 2 移動教室等宿泊行事や部活動が予定されている場合について

- (1) 移動教室等宿泊行事を予定している場合には、学校支援課・教育指導課と協議するとともに、現地の状況を踏まえた上で集合、出発時間、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じる。
- (2) 学校が臨時休業とした場合は、部活動も中止とする。

### 3 台風等接近時における事前の安全対策及び事後の安全点検について

#### (1) 校内施設設備の点検（例）

大雨、強風、大雪による被害が起きないように点検し、必要に応じた対策を行う。

事 案	・浸水等による漏電被害・重要書類の浸水被害・窓ガラスの破損による精密機械の破損等
対 策	・屋上やベランダ排水溝の清掃を行う。 ・ドア、窓ガラス等の施錠を確認する。 ・雨漏りが予想される場合ブルーシート等で事前に対策をしておく。

#### (2) 運動場（屋外）の遊具等の点検（例）

強風等の影響により、遊具や樹木等の転倒や飛散等の被害が起きないように点検し、必要に応じた対策を行う。

事 案	・バスケットボールゴール及びサッカーゴール等の転倒による被害 ・資材、備品等の飛散による地域への被害。特に屋外にある机、椅子、環境整備用機具等
対 策	・転倒するような備品は倒して、固定しておく。 ・サッカーゴール等のネットは外しておく。 ・下げられる防球用ネットは、下げておく。

### 4 他の機関との情報連携及び対応連携

次の関係者との情報連携を行う。

- ・放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）
- ・学童クラブ
- ・児童館
- ・近隣幼・保育園
- ・ホップ・ステップ・ジャンプ教室
- ・ALT、SC、非常勤講師等関係者
- ・社会教育等、学校施設貸借団体 等

### 5 例外の場合

上記以外の対応が必要となった場合は、教育委員会事務局と校園長会とで協議した上での判断を、全校園長宛て電話又は電子メール（携帯電話等含む）等で連絡する。